

不動産取得長期保証「エステート 30」の創設について

当協会では、事業用不動産の取得等に必要な資金を長期に支援し、事業の拡大と発展に資するため、不動産取得長期保証「エステート 30」を創設しましたのでお知らせいたします。

制度実施要領は次頁のとおりです。

※ 詳細につきましてはお近くの当協会窓口までお願いします。

- 企業支援部（盛岡市長田町 6-2 アバンサール・i）フリーダイヤル 0120-972-150
- 本所営業部（盛岡市長田町 6-2 アバンサール・i）TEL. 019-654-1501、1502
- 釜石支所（釜石市上中島 1 丁目 3-11）TEL. 0193-27-8361
- 一関支所（一関市大町 7-14）TEL. 0191-23-2533
- 宮古支所（宮古市西町丁目 2-3）TEL. 0193-62-2700
- 大船渡支所（大船渡市大船渡町字茶屋前 59-6）TEL. 0192-27-1224
- 二戸支所（二戸市福岡字八幡下 19-2）TEL. 0195-23-4115
- 奥州支所（奥州市水沢東大通 1 丁目 2-3）TEL. 0197-25-3171

「エステート 30」保証実施要領

第1 目的

本要領は、事業用不動産の取得等に必要な資金を長期に支援し、事業の拡大と発展に資することを目的とする。

第2 保証対象者

県内に事業所を有する中小企業者とする。

第3 保証限度額

200,000千円とする。

第4 保証期間

30年以内（据置期間2年まで）とする。

第5 資金使途

不動産取得資金とする。ただし、建物建築に係る土地造成、建物の改修・修繕等、また、取得に係る経費、本件に係る信用保証料、物件取得に係るつなぎ資金、つなぎ回収資金も対象とする。

第6 貸付形式

証書貸付とする。

第7 返済方法

分割返済とする。（つなぎ資金については一括返済。）

第8 信用保証料率

(1) CRDモデルにより算出される評点により、保証協会が定める基準料率から有担保割引を適用した以下の料率を適用し、原則として一括徴収とする。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35

(2) 保証金額の10%超のプロパー（期間同一以上の場合に限る）の協調融資があるときは、前項（1）の保証料率から年0.10%を減じた率とする。

(3) 会計参与を設置している旨の登記を行っていることを確認できる中小企業者の場合は、前項(1)(2)の保証料率から年0.10%を減じた率とする。

第10 取扱金融機関

約定締結金融機関とする。

第11 貸付利率

金融機関所定の利率とする。

第12 連帯保証人

必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外の保証人は不要とする。

第13 担保

不動産担保を条件とし、融資対象物件に対しては第1順位設定を原則とする。

第14 保証割合

金融機関の選択した責任共有制度（責任共有制度要綱（平成18・9・12中庁第2号）に定める制度をいう。）の方式によるものとする。

第15 申込手続

金融機関は、本保証の申込をするときは、信用保証依頼書の保証制度名に「エステート30」と記入し、当協会の本・支所に申込するものとする。

附 則

この要領は、令和6年12月4日から施行する。